

第5回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和2年11月6日 午後3時00分～午後4時00分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千雅子	
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法関係許可申請等取り下げ願について

6、その他

- ・玉ねぎの定植について
- ・農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 栗崎 浩

8、会議の概要

事務局長：ただ今から、第5回玉村町農業委員会を開会いたします。
次第に沿って進行させていただきます。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局長：ありがとうございました。それでは、会長に議長になって頂き、議事の進行をお願いいたします。

議長：本日の出席委員は16名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は9番 設楽 委員 11番 齋藤 委員 を指名します。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の栗崎係長を指名します。

議長：それでは、4番 議事に入ります。
議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の番号1を事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 番号1 受付番号43200085 農地法第5条の規定による許可申請について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は昭和 56 年以前から除外されております。

農地区分の判断としましては、申請地は 20ha 以上の集团的農地の辺縁部ですので第 1 種農地になりますが、集团的性を阻害する場所ではなく周辺の宅地や第 2 種農地・第 3 種農地及び所有地に代替可能な土地はないため「集落接続」と判断しました。

以上で番号 1 の説明を終わります。

議 長 : それでは、議案第 1 号 番号 1 受付番号 43200085 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長 : この農地に関しましては、許可相当と判断いたしました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

無ければ採決いたします。受付番号 43200085 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成という事で、受付番号 43200085 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続きまして番号 2 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 【議案第 1 号 番号 2 受付番号 43200086 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は昭和 56 年以前から除外されております。
農地区分の判断としましては、第 3 種農地と判断出来ます。
以上で番号 2 の説明を終わります。

議 長 : それでは、議案第 1 号 番号 2 受付番号 43200086 について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長 : この件に関しましても、部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は

挙手願います。

(挙手無し)

無いようでしたら採決いたします。受付番号 43200086 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号 43200086 は原案のとおり許可相当と決定いたします。
続きまして番号 3 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第 1 号 番号 3 受付番号 43200087 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は昭和 56 年以前から除外されております。

農地区分の判断としましては、申請地は 20ha 以上の集团的農地の辺縁部でありますので第 1 種農地ではありますが、集团的性を阻害する場所ではなく、周辺の宅地や第 2 種農地・第 3 種農地及び所有地に代替可能な土地はないため「集落接続」と判断しました。

以上で番号 3 の説明を終わります。

議長：それでは、議案第 1 号 番号 3 受付番号 43200087 について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、部会としては許可相当と判断いたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号 43200087 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号 43200087 は原案のとおり許可相当と決定いたします。
続きまして番号 4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第1号 番号4 受付番号 43200084 について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地については現在(株)TGFとの間に農業公社を通して利用権が設定されていますが、(株)TGFからも農地利用の承諾書をいただいております。
転用期間は、令和2年11月30日から翌年3月30日までの121日間となっております。期間終了後は、現状復帰し返還するものです。
以上で番号4の説明を終わります。

議長：それでは、議案第1号 番号4 受付番号 43200084 について審議を行います。
この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会長より報告願います。

農地部会長：この件に関しましても、部会としては許可相当といたしました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

無いようでしたら採決いたします。受付番号 43200084 について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

受付番号 43200084 は原案のとおり許可相当と決定いたします。
続きまして、議案第2号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局：【議案第2号「玉村農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」詳細を朗読、説明】
こちらは、令和2年1月に申請が出た農用地区域からの除外の容認について農業への支障についての意見を求められました。除外が7件、編入が1件です。
これらの件につきまして、除外及び編入の容認について農業への支障についての意見をお願いいたします。

議長：それでは、この件について審議を行います。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(委員より、6番目の案件について質問があり、事務局長が回答)

他によろしいでしょうか、無ければ、意見なしとして報告いたします。
以上で次第4の議事については、終了いたします。
続いて、次第5 報告事項 に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について詳細を朗読、報告】

【報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について詳細を朗読、報告】

【報告事項第3号 農地法関係許可申請取り下げ願について詳細を朗読、報告】

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手無し)

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。
続いて、次第6 その他 に入ります。
事務局より説明をお願いします。

事務局：【・玉ねぎの定植について

- ・農地利用状況調査（農地パトロール）について
- ・その他について詳細を説明】

議長：その他、委員の方から何かありますか。
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。